

税

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署

(☎462-3471)

■令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

e-Taxによる早期の登録申請をお願いします。

※インボイス制度の説明会や動画は、左記QRコードからご覧いただけます。



▲「説明会へ参加」QRコード



▲「動画を視聴」QRコード



■国税に関する一般的な相談は電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い1番を選択し、相談内容を選択してください。また、国税庁ホームページには、よくある国税の質問に対する一般的な回答を、タックスアンサーに掲載していますのでご利用ください。

なお、来署での相談を希望する人は、電話による事前予約が必要となりますので、ご注意ください。

6月8日(水)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合先 税務課

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニ、スマートフォンアプリ、市役所などで納付してください。（年税額の一括納付もできます）

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。（領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください）

【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

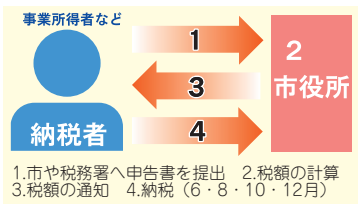
【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。（期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください）

◆市・府民税の納め方

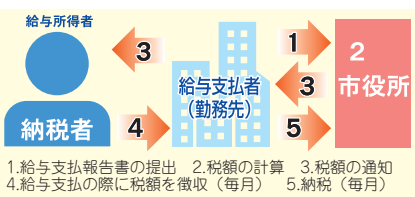
【普通徴収】

事業所得者や会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。納税通知書により、6・8・10・12月（4回）に分けて納めます。



【給与からの特別徴収】

給与支払者（勤務先）が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。6月～翌年5月の12ヵ月で徴収します。



【公的年金からの特別徴収（引き落とし）】

年金支払者（日本年金機構など）が年金から引き落としして市へ納入します。

対象 今年4月1日現在、65歳以上で高齢基礎年金などの受給者

※高齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額が高齢基礎年金額を超える人は対象外

■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与と所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

■特別徴収の方法

●今年度（新たに対象となった年度）…年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

●2年目以降…前年度の年税額の6分の1ずつを、4・6・8月の年金から引き落とし（仮徴収）します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落とします。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となります。未納分は納付書での納付となります。

※市外への転出、税額の変更が発生した場合でも一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限〔今年度1期分からは6月30日(水)〕までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外

■個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口またはコンビニで6月1日(水)より発行可能となります。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。

※5月31日(水)はメンテナンスのため、終日コンビニでの課税証明書の発行ができません。6月以降の休止日は、市ホームページでご確認ください。

詳しくは、市・府民税の納税通知書に同封の「市・府民税のしおり」または税務課のホームページをご覧ください。

国民健康保険 国民年金

問合先 国保年金課

令和4年度 国民健康保険 保険料率が決まりました

平成30年度からの国保広域化（大阪府でひとつの国保）も5年目を迎えます。保険料については府内で同じ世帯構成・所得水準であれば同じ保険料となるよう、府が統一した市町村標準保険料率となっております。

なお、令和4年度国民健康保険料の料率は、別表のとおりです。

（別表）令和4年度 国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	令和3年中の基準総所得金額に対して	8.71%	2.66%	2.48%
均等割	被保険者1人あたり	31,854円	9,426円	18,306円
平等割	1世帯あたり	32,105円	9,500円	—
賦課限度額		63万円	19万円	17万円

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料が合わせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。

来年3月までに65歳に到達する場合は、到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

■未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の軽減

令和4年度から、未就学児（世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者）の均等割額の2分の1が軽減されます。また「低所得者世帯の国民健康保険料の軽減」が適用されている場合は、軽減後（7割・5割・2割軽減）の均等割額の2分の1が軽減されます。

■府内統一保険料率の適用に伴う低所得者世帯に対する経過措置

国保広域化前（平成29年度）の保険料率と比較すると、標準保険料率は所得割の合計率が減少となつているものの、均等割・平等割額が増額となつており、

法定軽減の適用後も全体的に保険料負担が増加する低所得者世帯に対して、急激な保険料負担の増加を抑制するため、令和5年度までの激変緩和期間内に本市独自の経過措置減免を段階的に実施します。

※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシをご参照ください。

■納付通知書を6月中旬に送付【特別徴収（年金天引き）】

次の条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金から保険料を天引きします。

対象条件

- 世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない
 - 国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の世帯である
 - 世帯主（納付義務者）の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない
- ※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

【普通徴収】

納付書や口座振替で納付します。納期は6月・翌年3月の各月（全10回）です。全納と各期別の納付書（単票式）を納付通知書に同封しています。納付前に全納分か各期分かを確認し、

必ず納期限内に納めてください。
□座振替で納付している場合は、指定口座の残高確認をお願いします。



国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人（60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く）は、国民年金に加入し保険料を40年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。

しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れた期間・免除された期間があるために、満額の老齢基礎年金（令和4年度 777,800円）を受けることができない人や、年金を受けるための必要な期間（*）を満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができます。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
 - ②60歳未満の老齢（退職）年金受給者
 - ③海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
 - ④日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人
 - ⑤海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人
- ※④⑤については昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢（退職）年金を受けるために必要な期間を満たしていない人に限る

必要なもの マイナンバーカード（通知カード）または年金手帳（基礎年金番号通知書）、預貯金通帳と届出印（任意加入時の保険料の納付方法は原則口座振替）

※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

（*）必要な期間…保険料を納めた期間と免除（一部免除は納付期間）された期間を合計して原則10年以上

国民健康保険料の納付

■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくことになります。

また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。



■便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還

付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。

国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができます。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く）

※一部取り扱いできないカードもありますので、詳しくは問い合わせてください。



「取り扱い

スマートフォンアプリ

- Pay B (ペイビー)
 - Pay Pay (ペイペイ)
 - LINE Pay (ラインペイ)
 - Family Pay (ファミペイ)
 - auPAY (エーユーペイ)
- ※請求書払い・請求書支払い

「次のような納付書は

利用できません」

- バーコードが無い
- 本状使用期限が過ぎている
- 金額が訂正されている
- 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない
- 1枚の金額が30万円を超えている

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。また、スマートフォンアプリで納付された場合は領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。スマートフォンアプリの種類によって支払い上限額が異なります。利用方法、利用可能銀行など、詳しくは市ホームページ (<https://www.city.izumi.sano.lg.jp/kakuka/somu/zeimu/menu/sizei.syuzei/smartphone.html>) をご覧ください。

※左のQRコードからもアクセスできます。



▲市ホームページQRコード



■新型コロナウイルス感染症に関する減免制度

令和3年度に引き続き、感染症の影響により世帯主の収入が一定程度減少した世帯や、感染症により世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯については、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。減免基準や申請方法の詳細は、市ホームページに掲載しています。詳しくは問い合わせください。

■納付相談を受け付けています

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、早めに相談してください。次の事由に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

【減免事由（府内統一基準）】

- 災害により居住する住宅について著しい損害をうけたとき
- 事業の休廃止、失業などにより、所得が著しく減少したとき
- 減少後の所得に基づき算出される保険料額が、賦課限度額を超えている場合を除く
- 被保険者が刑事施設、労働場などの施設に拘禁されたとき
- 被保険者の資格取得日において65歳以上の人で、資格取得前日に各被用者保険などの被保険者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた人に限る）の被扶養者であった人

